

## 第21回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年4月22日(金)  
午後4時00分～午後6時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆  
2番 渡久地 真吾  
3番 高良 久

5番 大城 清一  
6番 仲田 英夫  
7番 我那覇 隆  
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第101号 非農地証明願いについて

議案第102号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第103号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 | ただ今から第21回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいでしょうか。

議長 (異議なし)  
異議がございませんので議事録署名員は6番委員と7番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

議長 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による  
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。  
番号1番 伊豆味1566 登記現況共に、畑 面積848㎡  
伊豆味1567 登記現況共に、畑 面積819㎡  
伊豆味1569 登記現況共に、畑 面積2118㎡  
譲渡人:那覇市在住G氏  
譲受人:名護市在住K氏  
売買による所有権移転  
添付資料説明  
番号1番については、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の  
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

番号2番 嘉津宇154 登記現況共に、畑 面積516㎡  
譲渡人:豊見城市在住K氏  
譲受人:西原町在住U氏  
売買による所有権移転  
添付資料説明  
番号2番についても、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の  
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第98号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第98号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第4条の規定による許可及び同法施行規則第7条第1項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

番号1番 石川146-1 登記簿現況共に、畑 面積642㎡  
申請人:本部町在住T氏  
転用目的:太陽光発電施設  
転用理由:太陽光パネルを設置したいため  
農地区分:一団の農地が10ha未満で小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明  
経産省からの設備認定通知などの書類もあり、一般基準についても特に問題ないと思われます。  
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明いたします。  
今日、現場パトロールをした際にその土地を見たのですが、石が多い土地で、事前着工はなかったです。  
補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりました。審議に入ります。  
何か質問はありませんか。  
ないようですので、進めても宜しいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、進めます。  
議案第99号は提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第99号は可決いたします。  
  
次に進みます。

議長 議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。  
番号1番 東564-1 登記 田、現況 畑 797㎡  
譲渡人:本部町在住N氏  
譲受人:本部町在住T氏  
転用目的:太陽光発電施設  
転用理由:太陽光発電システムを設置したいため  
使用貸借権の設定  
農地区分:一団の農地が10ha未満で小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明  
経産省からの設備認定通知などの書類もあり、一般基準についても特に問題ないと思われます。

番号2番 豊原255 登記現況共に、畑 面積263㎡  
譲渡人:宜野湾市在住T氏  
譲受人:本部町在住S氏

転用目的: 宿泊施設等  
転用理由: ペンションを経営したいため  
売買による所有権移転  
農地区分: 一団の農地が10ha未満で小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明  
経産省からの設備認定通知などの書類もあり、一般基準についても特に問題ないと思われま

番号3番 崎本部4648 登記現況共に、畑 面積632㎡(内80㎡)  
崎本部4649 登記現況共に、畑 面積306㎡(内27㎡)

譲渡人: 本部町在住A氏  
譲受人: 本部町にあるA企業  
転用目的: 進入路  
転用理由: 申請地に隣接する土地に住宅を建築するための進入路として使用したいため  
売買による所有権移転  
農地区分: 一団の農地が10ha未満で小規模の生産性の低い第2種農地  
添付資料説明  
資金証明等書類の不備なく、一般基準についても特に問題ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

7番委員 議案第100号番号1番について、事前着工もなく特に問題はないと思います。次に番号2番についても、事前着工はなく問題ないと思います。また、番号3番についても畑を利用しているわけでもないの

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。質問や意見がありましたらお願いします。

1番委員 番号1番についてですが、航空写真を見たところ、作物が生えているように見えるのですが、現在も何か作物は生えているのですか。

7番委員 今は使われていませんが、昔、さとうきび畑として使われていたようで、茅のようなものが生えている状態です。

議長 他に質問はありませんか。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第100号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第100号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第101号 非農地証明願いについて議案といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第101号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に

規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:本部町在住S氏

申請農地:崎本部4787 登記 畑、面積106㎡

崎本部4870 登記 畑、面積166㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草が生い茂り畑として  
利用することが困難であるため。

所有者:宜野湾市在住S氏

添付資料説明

番号2番 願出人:沖縄市在住H氏

申請農地:崎本部485-2 登記 畑、面積320㎡

崎本部485-3 登記 畑、面積119㎡

崎本部486 登記 畑、面積608㎡

崎本部844 登記 畑、面積124㎡

崎本部1215 登記 田、面積56㎡

崎本部3650 登記 畑、面積630㎡

崎本部4012 登記 田、面積278㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り畑として  
利用することが困難であるため。

所有者:沖縄市在住K氏

添付資料説明

番号3番、願出人:本部町在住K氏

申請農地:備瀬667 登記 畑、面積535㎡

申請要旨:長い間放置され雑草、雑木が繁茂しているため。  
また、畑とするには表土が浅く岩があるため。

所有者:大阪府在住K氏

添付資料説明

番号4番、願出人:本部町在住N氏

申請農地:瀬底3301-1 登記 畑、面積866㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り  
畑として利用することが困難であるため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号5番、願出人:本部町在住J氏

申請農地:北里1204-1 登記 畑、面積1765㎡

申請要旨:長い間放置され雑草、雑木が生い茂っている状況であるため

所有者:名護市在住J氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

8番委員 議案第101号 非農地証明願いについての補足説明を行います。

まず、番号1番について、崎本部4870のこの土地は、  
周囲も含めて石が多い土地になっており、  
もう畑として使用する事はできないような土地になっています。

ただ、番号1番の崎本部4787については一部に青いネットで囲まれたところがあり、  
恐らくここの中には土を追加して入れており、  
何か野菜を植える準備をしているようにも思えました。  
土地内の一部だけではありませんが、皆さんでの検討をお願いします。

次に番号2番の崎本部485-2、崎本部485-3、崎本部486の土地については、マンゴー等の作物が植えられている状態でしたので、ここは農地だと思われます。

同じく番号2番の崎本部844の土地については、こちら石が多く畑として使うのは困難だと思います。

また、同じ番号2番の崎本部1215について、こちらは、写真を見ても明らかですが、現在も畑として使われています。

同じく番号2番の崎本部3650の土地については、農地としては使えない状態でした。

また、番号2番の崎本部4012の土地についても、近くに入る事ができない土地でありましたが、見たところ原野状態になっており、農地として使う事はできない状態です。

次に番号3番の補足説明ですが、この土地に入る道がなく、許可を貰い人の家の敷地内に入って確認したのですが、石が多く、また、雑草や雑木も繁茂しており、農地として使えないような状態でした。

次に番号4番の瀬底3301-1の土地ですが、雑草が生い茂っており、また石も多い土地ですので、農地としては使用できない状態でした。

次に番号5番の北里1204-1については、こちら中には石もあったのですが、皆さんでの検討をお願いします。

議案第101号についての補足説明は以上です。

議長 議案第101号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。  
何か質問がありましたらお願いします。

8番委員 議案第101号の番号1番の崎本部4787については、畑として使用する事ができると思います。

また、議案101号 番号2番の崎本部485-2、崎本部485-3、崎本部486、崎本部1215の土地については畑としてすぐに使用する事ができる土地だと思います。

議長 8番委員の発言にありました通り、議案第101号 番号1番の崎本部4787、および議案第101号 番号2番の崎本部485-2、崎本部485-3、崎本部486、崎本部1215については畑としてすぐに使えると思いますので、こちらは非農地として認められないという事で、また、それ以外は非農地として認めるとい事でよろしいでしょうか？  
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第101号 非農地証明願いについては、番号1番の崎本部4787、番号2番の崎本部485-2、崎本部485-3、崎本部486、崎本部1215については否決、それ以外は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第102号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第102号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は11件です。  
番号1番から4番まで同一の借受人で、また、番号7番から10番も同一の借受人です。

番号1番 伊豆味246-1 面積108㎡ 登記 雑種地、現況 畑  
利用権を設定する者:本部町在住I氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住I氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
過半数の同意に基づく設定  
添付資料説明。

番号2番 伊豆味245 面積211㎡ 登記 雑種地、現況 畑  
伊豆味247 面積96㎡ 登記 雑種地、現況 畑  
利用権を設定する者:本部町在住I氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住I氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号3番 伊豆味249-1 面積425㎡ 登記現況共に畑  
伊豆味251 面積197㎡ 登記現況共に畑  
伊豆味252 面積263㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住O氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住I氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号4番 伊豆味250 面積260㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:宜野湾市在住I氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住I氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号5番 伊野波1734 面積2,202㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住S氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住I氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号6番 嘉津宇152 面積1,372㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住M氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏  
利用目的:畑、5年11ヶ月の使用貸借。  
添付資料説明。

番号7番 新里340 面積542㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:宜野湾市在住T氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏  
利用目的:畑、10年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号8番 新里343 面積619㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住T氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏

利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
添付資料説明。

番号9番 新里342 面積502㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:本部町在住G氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
過半数の同意に基づく設定  
添付資料説明。

番号10番 新里341 面積383㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:那覇市在住T氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏  
利用目的:畑、5年間の賃貸借。  
過半数の同意に基づく設定  
添付資料説明。

番号11番 新里979 面積401㎡ 登記現況共に畑  
新里980 面積876㎡ 登記現況共に畑  
新里983 面積1,671㎡ 登記現況共に畑  
新里993 面積536㎡ 登記現況共に畑  
新里1004 面積483㎡ 登記現況共に畑  
利用権を設定する者:那覇市在住N氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住Y氏  
利用目的:畑、5年間の使用貸借。  
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
(異議なしの声あり)

議長 質問がないようですので、議案第102号は提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとの事なので、議案第102号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第103号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について、  
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名がありましたので、説明致します。

議案第103号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について  
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の  
規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、  
同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は1件です。  
番号1番 崎本部2601-2 面積357㎡ 登記現況共に畑  
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住K氏  
利用目的:畑、平成33年3月31日までの約5年間の賃貸権  
添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

では、議案第103号 農地利用配分計画に係る意見決定について、  
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第103号は可決いたします。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時00分

議事録署名員

6番 仲田 英夫

7番 我那覇 隆

本部町農業委員会会長  
会長 比嘉 由具